

今回も元気な活動を大追跡！  
田中やすのりおっかけ新聞

# 田中やすのり 区議会レポート

[www.tanaka-yasunori.jp](http://www.tanaka-yasunori.jp)

2013年10月発行

Vol.17



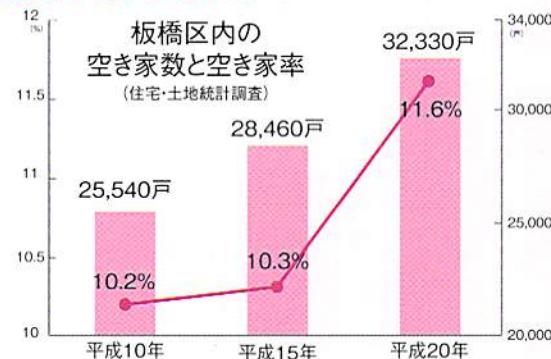
2013  
9/25  
ON LIVE

区の課題を問う！  
一般質問で登壇する！  
板橋区役所/本会議場



約12%にも上る板橋区内の空き家率。老朽化した空き家も多く、早急な対策強化が必要。  
今夏被害が大きかったゲリラ豪雨対策も地域別対策の充実が求められる！

最近、適切に管理されない老朽化した空き家について多く相談を受けます。空き家は様々な問題を引き起こします。樹木・雑草の繁茂の放置による近隣への迷惑、不法投棄の誘発による衛生悪化、景観や地域イメージの低下、老朽家屋の外壁や塀が崩落・倒壊する危険性、治安の悪化による犯罪の誘発可能性など。早急かつ重要課題ですので、大きなテーマとして取り上げました。他には今夏に都市型水害・ゲリラ豪雨が多かったこと、板橋区平均寿命の発表、オリンピック決定を受けて、関連する質疑を行いました。



## 報告！質問をした内容

### 空き家問題

- 区内全域の実態調査を全庁横断的に実施せよ
- 空き家対策に特化した条例の制定を
- 建築基準法での措置を

### 都市型水害・ ゲリラ豪雨対策

- 高地・低地、排水能力など地域特性に応じた対策を
- アンダーパス(トンネル)の冠水対策の充実を

### 健康施策

- 健康寿命の延伸を東京23区でNo1を目指せ
- 別々に受診しなくてはならない「がん検診」を1箇所で受診できるように工夫を

### オリンピックを 活かした街づくりを

- 商店街活性化の契機に
- オリンピックを肌で感じる行事を区内で実施を
- さらなるスポーツ振興を



## 小・中学校、保育園などに 緊急連絡メールシステムが導入へ！

緊急時の保護者への連絡手段として、携帯電話やパソコンに配信できるシステムが導入される運びとなりました。配信される情報は、災害発生や不審者情報など、児童・生徒、園児の安全安心の確保に関わる情報です。その他、学校、園の諸行事などの教育・保育情報も配信されます。

### 田中やすのりの要望

緊急時の初動体制としてしっかりとした情報提供を行い、携帯端末で見れることをまず区としてそれぞれの保育園、学校という単位で行って頂きたい。



文教児童委員会にて  
H23.6.15

### ●板橋区から保護者へ一斉配信



### ●小・中学校、保育園などから保護者へ配信(小・中学校、保育園別に配信)



みなさんのご意見・ご要望をお気軽にお聞かせください。

## 質問①

## オリンピックを活かした街づくりについて

オリンピックを情報発信に活かし、商店街活性化に繋げよ!

Q: オリンピックを活かした商店街振興策の展開は?  
また、オリンピックを強く実感できる機会の創出を。

A(区長): ナショナルトレーニングセンターなどの地域資源を活用した取り組みや、外国からのお客様を呼び込む方策など、今後、商店街と知恵を出し合いながら検討していく。  
区施設がオリンピックの練習場所となった場合には、その練習を公開し、オリンピックを強く実感できる機会の創出に努めていく。



オリンピック決定に歓喜する区内商店街

## 質問②

## 空き家対策について

空き家の実態調査を早急に行い、実効性ある条例制定を!

Q: 建築基準法第10条では空き家の除却、移転の措置勧告が可能。  
何故、法に則った措置勧告を行うべきでは?

保安上危険な建築物に対する措置が建築基準法第10条には記されている。損傷、腐食、その他の劣化が進み、このまま放置すれば著しく保安上危険となり、または著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物の除却、移転、使用制限などの措置をとることを勧告できる。しかし、この建築基準法による措置勧告は行われたことはありません。法に則った措置、勧告がなぜ行われていないのか、その理由は?

Q: 空き家実態調査を踏まえた、空き家条例で対策の実効性を高めよ。

他の自治体では、空き家問題に特化した条例が制定されている。空き家が管理不全な状態にある場合には、首長が所有者に対して指導や命令を行うことを規定している。命令に従わない場合には、その氏名等を公表するなど一定の制裁的措置も盛り込んでいる。条例制定により、相談の解決率の上昇が見られ、所有者の自発的な判断によって空き家が撤去される事例も増えていると聞く。区としても空き家に特化した条例が求められるのではないか?

A(区長): 現状においては改善指導及び経過監察を行い、老朽建築物の劣化の進みが、著しく保安上危険等とならないように対応し、協議により解決を図っている。今後、どのような場合に建築基準法第10条の措置が必要と判断されるかを十分に検討した上で、適用についての可能性を考えてまいりたい。

平成24年度から区内全域で老朽建築物等の実態調査を行うため、補正予算案に調査費を計上いたしました。その調査結果を踏まえ、条例制定の必要性も含めた施策を検討していく考えであります。

樹木植物が繁茂している空き家(区内)



 老朽危険建築物の近隣住民は措置・勧告ができるのに、なぜ行われないのかという率直な疑問を抱いている。  
実効性のある条例制定が空き家対策の一歩と考えます。

